

安心できるデータセンター配置をしたい

No.25

総務省・内閣府

税制優遇

(開始年度)平成25年度

支援の名称

データセンター地域分散化促進税制

制度の
趣旨・背景

事業者が首都直下地震緊急対策区域として指定された区域以外のデータセンター内にサーバー等の設備を取得して行う、バックアップ事業を支援する制度です。

制度の
内容

■対象設備

認定計画に従って取得したサーバー及びこれと同一計画に基づき取得したルーター、スイッチ、無停電電源装置（UPS）、非常用発電機

■特例措置の内容

対象設備の取得価額に対し、特別償却 10%

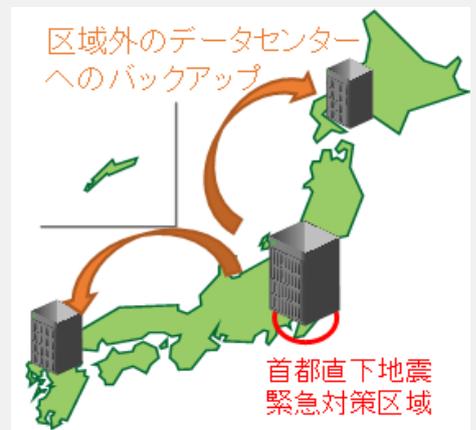
■主な要件

- ・首都直下地震緊急対策区域（※）以外におけるデータセンター内に対象設備を設置すること
- ・ホスティング、クラウド等のサービスとして他人に利用させること
- ・首都直下地震緊急対策区域の内外にデータセンターを持っている事業者の場合は、次のア及びイを満たすこと

ア) 対象設備の取得合計額が5億円以上

イ) データセンター事業の用に供する減価償却資産（建物、空調、サーバー等）の取得合計額に占める、対象設備の取得合計額の割合が20%以上

※ 埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県
茨城県・栃木県・群馬県・山梨県・長野県・
静岡県の一部



対象と
なる方

対象設備の整備に関する実施計画の認定を受けた電気通信事業者

問い合わせ
先など

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 データ通信課
TEL：03-5253-5853

■関連 URL

・データセンターの地域分散化の促進

http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/datacenter/